

《共済期間の初日が令和2年12月31日以前の自動車共済にご加入の皆さまへ》

JA共済からのお知らせ

～自動車共済約款の一部変更について（令和3年1月）～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、共済期間の初日が令和3年1月1日となる自動車共済のご契約から仕組改訂を実施いたします。これに伴い、自動車共済約款の規定を変更いたしますが、一部の変更内容については、共済期間の初日が令和2年12月31日以前のご契約にも適用いたします（※）ので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

※ 本変更にとまなう共済掛金の変更はありません。

人身傷害保障条項 別紙 人身傷害保障条項損害額基準の一部変更【対象：人身傷害保障条項付帯のご契約】

（1）概要

自動車共済の人身傷害保障条項では、自動車事故により死傷された際の損害額を適正に算出するため、「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（以下「自賠責支払基準」という。）」を基本に損害額基準を設定しています。

この自賠責支払基準は、物価水準の変動や近年の保険金等の支払実態等を反映し、令和2年4月に改正されており、人身傷害保障条項の損害額基準についても、自賠責支払基準の改正の考え方に準じた損害額の見直し等の整備を行います。

＜この変更前後における人身傷害保障条項の損害額の例＞

変更となる損害額の項目の例は以下のとおりです。以下の項目以外にも損害額を変更しておりますので、その他の変更内容については別紙をご確認ください。

① 傷害による損害について

- ・近親者またはその他の者の1日あたりの看護料の額について、入院看護をした場合の額を「4,100円」から「4,200円」に変更します。
- ・有職者の休業損害額を算出するために使用する1日あたりの収入額の下限およびみなし額を「5,700円」から「6,100円」に変更します。

② 死亡による損害

- ・葬儀費の額を「60万円」から「100万円」に変更します。

（2）変更後の共済約款の内容

別紙のとおり。

（3）効力発生時期

令和3年1月1日以降に発生した事故に適用します。

(1) 概要

治療日数等の約款所定の日数に含めるギプスの装着期間について、人身傷害保障条項、傷害定額給付条項および自損事故特則において規定の整備を行います。

(2) 変更後の共済約款の内容

別紙のとおり。

(3) 効力発生時期

令和3年1月1日以降に発生した事故に適用します。

以 上